

2007年（平成19年）3月28日

特定非営利活動法人

ひょうご消費者ネット

理事長 清水 巖 殿

株式会社 大栄総合教育システム

代表取締役 佐藤 久康



申入書に対する回答書

2007年（平成19年）3月2日付の貴団体からの申入書に関し、下記のとおり回答いたします。

記

消費者契約法10条に違反し無効な条項であるとの指摘箇所については、近時の判例の趣旨を踏まえ、見直し削除いたします。

（尚、弊社が、解約事由の制限を設けている理由は、弊社で学習を始められた受講生の皆様が、当初の志をたやすく諦めてしまい、せっかくの学習を通じての自己変革、自己実現のチャンスを失ってしまうことへの抑止力として条項に盛り込んだものであり、実際の返還請求の申出にあっては、その理由の如何を問わず未受講分について返還しております。

因みに平成18年度は、病気療養の方50名、家庭事情の方24名、転居の方21名、仕事上の理由の方45名、その他理由の方227名、計367名の受講生の皆様方のご都合により、未受講料の返還をさせていただいています。

また、解約手数料については、平成15年までは全く徴収せずに返還しておりましたが、特定商取引に関する法律が改正され、解約手数料の上限が定められたのを契機として、同法律中のパソコン教室に関する規定に則った内容としております。）

以上